

「歴史的課題への挑戦と未来への確かな布石」の
実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路 12 儲かる農林業の推進

■強みを生かした収益力ある農業の確立



1 特定家畜伝染病防疫体制の強化【一部新規】



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 畜産安全課

◆提案・要望

- (1) 海外で発生している家畜伝染病の国内への侵入を防ぐため、入国者に対する手荷物や郵便物の検査等の水際対策を強化すること。また、海外からの肉製品の持込みの禁止等に関する啓発や不正持込みへの罰則等の適用を徹底すること。
- (2) アフリカ豚熱や豚熱における野生いのしし対策については、国主導の省庁横断的連携のさらなる強化とともに、都道府県における対策への財政的及び技術的支援を拡充すること。
- (3) 令和3年度の法改正により強化された飼養衛生管理基準を、畜産農家に確実に遵守させるため、飼養衛生管理の向上のための取組に対する財政的支援を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ アフターコロナに伴うインバウンドの回復により、訪日外国人旅行者が急増している状況にあることから、我が国への家畜伝染病の侵入リスクの増大に対応するために、検疫官及び検疫探知犬の配備について、一層の体制強化が必要である。
- ・ また、令和2年7月から畜産物の不正な持ち込みなど輸出入検疫の罰則が強化されたが、罰則適用の徹底により更に抑止力を働かせることが必要である。
- ・ また、アフリカ豚熱は世界で感染が拡大しており、特に韓国においては、令和5年12月以降、南部の釜山広域市で野生いのししの感染が連続して確認されており、我が国への侵入リスクが高まっている。
- ・ アフリカ豚熱や豚熱については野生いのししへの対策が必須であり、特にアフリカ豚熱については、都道府県のみならず、市町村や関係団体の協力も得て、多岐にわたる関係者の連携体制整備が必要であることから、国の財政的及び技術的な支援が不可欠である。
- ・ 畜産農家は、法改正に伴い飼養衛生管理者の選任や野生動物侵入防止対策の徹底などが遵守事項として義務付けられ、本県の農家の自己点検において野生動物侵入防止対策の遵守率は、令和2年度末の約90%から100%まで改善したが、県内発生を防止するためには引き続きの徹底指導及び支援が必要である。

2 高病原性鳥インフルエンザワクチンの開発



要望先：農林水産省
県担当課：畜産安全課

◆提案・要望

全国的な高病原性鳥インフルエンザの感染拡大への対策として、感染防御効果があるワクチンの開発を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年、世界的に高病原性鳥インフルエンザの感染拡大が問題となっており、我が国でも、令和2年度以降、毎シーズン国内発生が確認されている状況にある。
- ・ 特に令和4－5年シーズンは、過去最大規模の国内発生となり、全国で約1,771万羽の家きんが殺処分され、鶏卵の需給動向や価格にも大きな影響を与えた。
- ・ 令和5－6年シーズンにおいても、8県9事例の発生があり、野鳥における感染も116事例確認されており、国内発生リスクは依然として高い状況である。(令和6年2月28日現在)
- ・ 現在、我が国における防疫対策の基本は、各農場における飼養衛生管理基準の徹底と早期の摘発淘汰であるが、ウイルスが全国的にまん延している現状において、生産者の努力だけではウイルスの侵入を防ぎきれない状況になっている。
- ・ そのため、生産者からは緊急ワクチン接種を併用した対策の検討が求められている。
- ・ しかし、現行の鳥インフルエンザワクチンは感染を100%防御するものではなく、臨床症状を示さない不顕性感染の拡大を招く恐れがあることから、感染防御効果があり、かつ野外ウイルス株との識別が可能なワクチンの開発が不可欠となる。
- ・ 令和4－5年シーズんに日本と同様に高病原性鳥インフルエンザの発生が多発したフランスでは、令和5年10月から感染拡大を防ぐためワクチンの使用を開始している。
- ・ 我が国でも従来の感染対策に加え、感染防御効果のあるワクチンを開発し、国際的な動向を踏まえながら、ワクチンを併用した防疫対策の強化について検討いただきたい。

3 輸入飼料高騰を踏まえた畜産農家の経営安定対策の充実



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 畜産安全課

◆提案・要望

- (1) 輸入粗飼料についても、価格安定制度を創設すること。
- (2) 水田のみならず、畑での栽培も含めて飼料作物の生産拡大が図られるよう支援策を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 畜産物の生産コストのうち、飼料費は概ね5割程度を占めており、畜産農家の収益を大きく左右する。
- ・ 現在、輸入粗飼料価格が高騰・高止まりしており、本県の畜産経営の安定に大きな影響が生じている。
- ・ 配合飼料価格の急激な高騰に対しては、その影響を緩和するために「配合飼料価格安定制度」が準備されているが、輸入粗飼料については、価格安定制度そのものが準備されておらず、都市近郊で粗飼料の生産拡大に限界がある本県では、粗飼料を多給する酪農や肉用牛経営の収益を悪化させている。
- ・ このため、本県の畜産経営安定のためには、輸入粗飼料の価格安定制度の設立が必要である。
- ・ 一方、飼料の安定供給を図るため、国は自給飼料の生産拡大に向けた施策を講じているが、食料安全保障の確保のためには国内飼料の増産が重要であり、水田における飼料作物生産に加え、畑地での生産も振興していく必要がある。
- ・ そのためには、畑地においても、水田活用の直接支払交付金のように、耕種農家、畜産農家双方が希望する価格での流通が可能となる制度が必要である。

■農業の担い手育成と生産基盤の強化



1 新規就農者育成総合対策の交付要件の緩和【新規】



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農業支援課

◆提案・要望

- (1) 意欲ある就農希望者を広く支援するため、新規就農者育成総合対策の各事業（就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業）の交付要件となっている年齢制限を緩和すること。
- (2) 農家子弟が親の農業経営を継承する動機づけとなるよう、経営発展支援事業及び経営開始資金における新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する等の交付要件を緩和すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の総農家数は平成22年の72,957戸から令和2年には46,463戸へ、農業専従者の年齢は64.9歳から66.0歳となるなど、農業者の減少・高齢化は著しく進展しており、特に水田地帯でその傾向は顕著である。
- ・ これまで、農業法人など比較的規模の大きい農業経営体が、地域農業の担い手として農地等の生産基盤の受け手となってきたが、今後も農業人口の急激な減少が懸念される中、付加価値の高い農業を志す多様な担い手を確保する必要がある。
- ・ このため、年齢にかかわらず多彩なスキルを持った人材を本県農業の担い手として確保していく必要がある。
- ・ また、農家子弟が就農する際、現行の新規就農者育成総合対策では、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始すること等の交付要件があるため、本事業を活用できず、就農に躊躇する場面がある。
- ・ 農家子弟が就農する場合でも、農業機械や施設の整備が必要となるなど、経営基盤の見直し等の一定の就農リスクは生じている。
- ・ 就農を希望する多様な人材の就農意欲を後押しし、本県農業の担い手を育成・確保するため、交付要件の緩和を求めるものである。

◆参考

○国事業：新規就農者育成総合対策の概要

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)



2. 資金面の支援

① 経営開始資金

対象者：認定新規就農者 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)

×最長2年間

補助率：国10/10

(引用元：令和6年度予算概要決定及び令和5年度補正予算の概要 農林水産省 経営局就農・女性課)

■林業の生産性向上と県産木材の利用拡大



1 森林整備法人への支援の充実・強化



要望先：総務省、財務省、農林水産省、林野庁
県担当課：森づくり課

◆提案・要望

- (1) 本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から令和5年度末までに県内全域で3,289ヘクタールの森林を造成・管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。
- ・ 分収林事業は、事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)と県からの借入金で賄っており、令和4年度末の借入金残高は約207億8千万円に達している。農林公社の分収林の大半は伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。県においても平成19年度以降の新規県貸付金を無利子化したほか、平成22年度には昭和59年度から平成9年度までの既往県貸付金から発生する利息についても無利子化をするなど、農林公社への支援を行い経営改善への取組を行っているが、今後、木材価格の低下が継続した場合は借入金の返済が困難となるおそれがある。

2 公共建築物等の木造化・木質化に対する支援の確実な実施



要望先 : 財務省、農林水産省、林野庁
県担当課 : 森づくり課

◆提案・要望

地域材の利用を一層進めるため、公共建築物等の木造、木質化に対する補助制度の充実、補助対象の拡大や補助要件の緩和、十分な予算の確保など支援の拡充を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 林野庁の「林業・木材産業再生基盤づくり交付金」(令和6年度事業名「林業・木材産業循環成長対策交付金」)は、平成27年度まで2分の1であった補助率が、平成28年度に木造建築15%、内装木質化3.75%と大幅に引き下げられた。
- ・ 平成29年度からは、補助対象から庁舎などが除外されたほか、床面積あたりの木材使用量を相当厳しい水準まで引き上げたことから、多くの建築物が補助対象外となった。
- ・ さらに、平成28年度以降は要望額が予算枠を大きく上回ったことから、都道府県及び各事業主体への配分額が著しく削減された。
- ・ 公共建築物等の木造、木質化を推進するためには、補助要件の緩和、予算の確保など支援の拡充が早急に必要である。

◆参考

林業・木材産業循環成長対策交付金	公共建築物の木造・木質化
令和5年度要望状況(埼玉県) 要望額 283,170千円 採択額 179,310千円	公共建築物木造率(令和4年度) 全国平均 13.5% 埼玉県 18.2% 千葉県 12.1% 東京都 2.2% 神奈川県 8.7%
令和6年度要望状況(埼玉県) 要望額 24,659千円 採択額 24,659千円	
(注) 補助金額	